

中建国保被保険者、関係各位の皆様へ

新型コロナウイルス感染症による全都道府県への
緊急事態宣言をふまえた集団健診等の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項」に基づく緊急事態宣言が、全都道府県に拡大されました。

また、厚生労働省保険局より「特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えること。」とする通知が発出されています。このことをふまえ、中建国保でも集団健診等について下記の対応をとっております。被保険者および関係各位の皆様にはご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げます。

記

1. 集団健診について、緊急事態宣言の期間は行いません。
2. 保健指導について、電話、電子メール等を活用して行う保健指導は引き続き行うことは可能とされています。実施については所属の支部・出張所にご確認ください。
3. 健康体力づくり事業(健康体操・講演など)等のその他の保健事業についても、対面形式や集合形式等によるものは行いません。

※ その他ご不明な点については、所属の支部・出張所にお問い合わせください。

以上